

令和 7 年第 2 回
宮代町議会定例会議案書
〔議員議案〕

議案番号	件 名	頁
議員議案第 2 号	宮代町議会ハラスメント根絶条例の一部を改正する条例について	1
議員議案第 3 号	宮代町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	3

議員議案第2号

宮代町議会ハラスメント根絶条例の一部を改正する条例について

地方自治法第112条の規定により、宮代町議会ハラスメント根絶条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月 日提出

提出者 宮代町議会議員

賛成者 //

賛成者 //

賛成者 //

提 案 理 由

宮代町議会ハラスメント根絶条例第2条第2項の規定に指定管理施設に従事する職員が本条例の対象となっていないことが判明したことにより、当該規定に指定管理者を含む内容を含めるため、宮代町議会ハラスメント根絶条例の一部を改正したいので、この案を提出するものである。

宮代町議会ハラスメント根絶条例の一部を改正する条例

宮代町議会ハラスメント根絶条例（令和6年12月12日宮代町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「町から事業委託を受けている団体の職員」を「公の施設の指定管理業務に従事する職員及び町の各機関と業務委託契約その他の契約を締結している事業等に従事する職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員議案第3号

宮代町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
地方自治法第112条の規定により、宮代町議会の個人情報の保護に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月 日提出

提出者 宮代町議会議員

賛成者 //

賛成者 //

賛成者 //

提 案 理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政
運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法
律の施行期日を定める政令が令和6年12月6日に交付され、令和7年4月1日に
施行されることが明確となったことに伴い、宮代町議会の個人情報の保護に関する
条例の一部を改正したいので、この案を提出するものである。

宮代町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正すめ条例

宮代町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年3月31日宮代町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48号において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。